

社会福祉法人三光会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第1種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第2種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 相談支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人三光会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大分県中津市大字永添945番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名、の合計3名で

構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上 8名以内

(2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、4箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任をすることができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

- | | | | |
|---|-----------------------|-----|-----------|
| ① | 大分県中津市大字永添字鍛冶屋ノ下945番 | 宅地 | 4,244.00㎡ |
| ② | 大分県中津市大字永添字鍛冶屋ノ下945番2 | 宅地 | 120.46㎡ |
| ③ | 大分県中津市大字上池永字尾野間迫54番8 | 宅地 | 213.18㎡ |
| ④ | 大分県中津市大字永添字鍛冶屋ノ下939番2 | 宅地 | 400.01㎡ |
| ⑤ | 大分県中津市大字永添字鍛冶屋ノ下939番3 | 宅地 | 38.87㎡ |
| ⑥ | 大分県中津市大字上如水字野田1824番5 | 雑種地 | 1,934.00㎡ |
| ⑦ | 大分県中津市大字上如水字野田1824番3 | 雑種地 | 198.00㎡ |
| ⑧ | 大分県中津市大字上如水字野田1824番6 | 雑種地 | 689.00㎡ |
| ⑨ | 大分県中津市大字上如水字野田1824番7 | 雑種地 | 597.00㎡ |

⑩	大分県中津市大字上如水字野田 1 8 2 4 番 8	雑種地	106.00㎡
⑪	大分県中津市大字上如水字野田 1 8 2 4 番 9	雑種地	376.00㎡
⑫	大分県中津市大字上如水字野田 1 8 2 4 番 1 0	雑種地	148.00㎡
⑬	大分県中津市大字上如水字如水 1 7 9 9 番 2	宅地	19.00㎡
⑭	大分県中津市大字上如水字如水 1 7 9 9 番 6	宅地	669.12㎡
⑮	大分県中津市大字上如水字如水 1 7 9 9 番 7	宅地	21.95㎡

計 9,774.59㎡

(2) 建物

- ① 大分県中津市大字永添字鍛冶屋ノ下 9 4 5 番地、9 4 5 番地 2、大字上池永字尾野間迫 5 4 番地 8 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板・瓦葺 2 階建
特別養護老人ホーム 悠久の里 1 棟 4,027.48㎡
- ② 大分県中津市大字上如水字野田 1 8 2 4 番地 5、1 8 2 4 番地 6、1 8 2 4 番地 7、1 8 2 4 番地 8、1 8 2 4 番地 9、1 8 2 4 番地 1 0 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
サテライト型 特別養護老人ホーム 悠久の里 1 棟 2,215.83㎡

計 6,243.31㎡

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 2 9 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、中津市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、中津市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 0 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、中津市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を中津市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人三光会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	松 永 光 史
理 事	恩 塚 幹 夫
理 事	林 幸
理 事	大 塚 博 通
理 事	秋 吉 要
理 事	那 須 千 代
監 事	神 本 博 志
監 事	力 徳 勝 美

附 則

- ・平成13年 6月13日 法人設立認可（指令高齢福第431号）
- ・平成14年 5月14日 定款変更届（高齢福第 44-4号）
（事務所所在地の変更、基本財産の増）
- ・平成18年 4月26日 定款変更認可（指令高齢福第237号）
（第18条、第19条、第31条の変更）
- ・平成18年 6月26日 定款変更認可（指令高齢福第670号）
（第1条、第3条、第9条、第14条、第19条の変更）
- ・平成25年 4月 1日 定款変更
（第1条、第11条、第18条、第19条、第29条、
第30条、第31条の変更）
- ・平成25年 5月25日 定款変更（第18条の変更）
- ・平成26年 5月24日 定款変更（第18条の変更）
- ・平成26年11月15日 定款変更（第18条の変更）
- ・平成27年 9月16日 定款変更（第1条の変更）
- ・平成29年 4月 1日 社会福祉法人制度改革にともなう変更

平成30年4月1日

社会福祉法人 三光会 理事・評議員名簿

平成31年6月の定時評議員会の終結の日まで(2年間)

役職名	氏名	生年月日	年齢	住 所	現職・経歴
理事長	那須 千代	S23.3.1	70歳	中津市中央町1丁目3番25号	悠久の里元施設長
理事	松永 卓也	S30.1.21	63歳	中津市沖代町1丁目4-29	悠久の里施設長
理事	吉田 日出子	S14.1.18	79歳	中津市沖代町2丁目3番23号	地域ボランティア 「沖代すずめ」代表
理事	金枝 豊治	S22.1.1	71歳	中津市豊後町861番地	社会福祉法人ややま会 施設長
理事	重松 祐誠	S38.2.13	55歳	中津市中央町1060番地	宗教法人明蓮寺住職
理事	立川 洋一	S25.7.25	67歳	大分市古国府911-6	悠久の里事務長

平成31年6月の定時評議員会の終結の日まで(2年間)

監事	谷口 隆康	S15.6.7	77歳	大分市松が丘4-13	税理士
監事	黒川 太	S27.12.2	65歳	中津市大字大悟法457番地6	社会福祉法人なのみ保 育園園長

平成33年6月の定時評議員会の終結の日まで(4年間)

評議員	本多 健二	S22.3.16	71歳	宇佐市尾永井293-42	薬剤師・元病院事務長
評議員	神本 博志	S23.8.7	69歳	中津市沖代町1丁目5-27	弁護士
評議員	矢野目 真弓	S8.3.4	85歳	中津市栄町1丁目2142	元婦人団体連合会監事
評議員	安部 恭一	S24.6.23	68歳	中津市上宮永1203番地2	元高等学校校長
評議員	松本 不二	S12.10.10	80歳	中津市桜町1063番地	宗教法人善教時住職
評議員	徳永 とよみ	S28.3.29	65歳	中津市大字上如水1375番地2	元中津市保健医療部長
評議員	吉田 清勝	S37.7.23	55歳	築上郡吉富町今吉23番地7	司法書士

社会福祉法人三光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三光会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金については、別表第2に定める算式により算出される額。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員については、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、その前日に支給するものとする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年7月1日より施行する。

別表第 1 (常勤理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 450,000円

別表第 2 (常勤理事の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数

*上記在任年数は1か年単位とする。

別表第 3 (非常勤役員の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,306円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,306円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	10,306円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,306円

(3) 監事

	日額
監事監査・評議員会・理事会等への出席	10,306円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,306円

- ・交通費については、中津市内の方には支給しない。但し、市外の方については旅費
規程に基づき支給する。